

東京都立図書館協議会第23期第6回定例会

平成20年11月21日（金）

午前9時36分開会

【議長】 それでは、ただいまから第23期6回目の東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日は早朝からお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に、事務局から配布資料の確認と情報公開について説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 おはようございます。企画経営課長の高木でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の一覧表を御覧になって確認いただければと思います。まず、式次第でございますが、これは番号が入ってございません。それから資料2、座席表でございます。資料3が本日の委員の方々の名簿。資料4が評価についての提言でございます。資料5に「都立日比谷図書館の千代田区移管に向けた基本的な方向性の合意について」というものがございます。資料6として、A4判の横になりますけれども、都立図書館改革の進捗状況というものがございます。

それから、日比谷図書館の利用案内とA4判縦の概要版をお配りさせていただきました。

次に情報公開でございますけれども、当協議会におきましては、会議は原則として公開にしております。また、この会議の内容は議事録を作成いたしましてホームページで公開させていただいております。本日の傍聴者はございませんでした。ゼロということでございます。よろしくをお願いいたします。

【議長】 それでは、本日の議事に入ります。本日はお手元の次第にございますように、第23期都立図書館協議会の提言を行うこととなっております。

本協議会は平成18年12月に設置されまして、これまで5回の定例会で審議を重ねてまいりました。また、これに並行して平成19年3月に4人の委員による作業部会を設置し、評価指標の検討と提言文の作成を行っていただきました。その後、委員の皆様にご文書でお配りし、御意見を賜った後、調整を行ってきたところでございます。部会長をはじめ、作業部会の4人の委員の皆様方には大変御苦勞をお掛けいたしました。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

それでは、作業部会長から、今回の提言について御説明をお願いしたいと存じます。

【副議長】 お手元の資料4を御覧になりながら、私からの概要説明を聞いていただきたいと思います。

資料4をめくっていただきますと目次が出てまいります。これが2ページにわたります。全体の構成を示したものであるということになります。全体が4章から構成されておりまして、「はじめに」というところで本提言が目指すもの、次のⅡ章は「行政評価の基本的考え方と図書館評価」ということとして、図書館評価を考えていく上での文脈といいますか、昨今行政評価がいろいろと叫ばれております。それから、とりわけこのタイミングで図書館評価にかかわる提言をまとめるということの意味は、今年6月に図書館法を含めた社会教育3法と呼ばれるものが改正されました。その中で、この評価ということが法制化されたという、この文脈抜きに現在図書館の評価を語ることはできないということもありまして、Ⅱ章で行政評価並びに図書館法における評価の位置付けということを挙げております。第Ⅲ章が「都立図書館のサービスと図書館改革の評価」ということで、都立図書館についての詳しい評価の考え方、並びに指標の設定について記したということになります。そして最後、第Ⅳ章で「都立図書館評価の残された課題」ということで、今後に向けた課題をまとめるという構成になっております。

それで、1ページから説明してまいります。時間も限られておりますので、要点のみかいつまんでお話をしてまいります。

最初のところでは、この提言が前期の都立図書館協議会に対する答申を受けてまとめようとしているものだ。特に、「都立図書館改革の基本的方向」が打ち出されておりますので、それを受けて、それに則した評価の方向性を打ち出しているということになります。なお、2ページの一番下に、本提言には巻末に資料が添付されている。適宜参照していただきたいということで、文章が中心の提言になっておりますが、巻末に理解を助けるための図だとか、表だとか、あるいは相互の関係を矢印で示したようなものもありますので、私の方からも、後でこの部分にはこの図表が対応するんだということを申し上げます。実は、この提言の中にも資料番号が付いておりまして、今日の協議会の資料番号と混同されるといけません。私の話の中では、あくまで資料幾つと言ったときには、この提言の資料番号だというふうに御理解いただいたほうがよろしいと思います。

3ページから行政評価の基本的考え方と図書館評価。ここでは特に5ページのところにありますが、行政評価の指標として一般にインプット、アウトプット、アウトカム、プロセスという4つの指標で評価されることが多いというふうにされております。それで、実

はⅢ章の都立図書館の評価に関しましても、基本的にはこの枠組みを用いるんですが、プロセス（効率）についてはインプットとアウトプットの比率で効率を見るということになりますので、基本的にはインプット、アウトプット、アウトカムと呼ばれる3つの指標から都立図書館についても考えていくのが妥当ではないかということをごうたっております。

6ページ、7ページが先ほど申し上げた公立図書館における評価で、都立図書館に限らず公立図書館広く一般も評価が求められるし、さらに言えば公共性を備えた施設であれば、行政評価の一環からも当然評価がここ数年求められてきている。特に、7ページのところに挙げましたけれども、先ほど申し上げた今年6月の図書館法改正で、図書館法第7条の3で運営の状況に関する評価が法制化された。それから、それを受けて第7条の4、運営の状況に関する情報の提供ということで、その図書館の運営状況に関して積極的に情報を提供していくということ。ここらあたりが今回の評価に直接的に結びついてくるところだということになります。

そして、10ページ以降がⅢ章で、都立図書館のサービスと図書館改革の評価ということで、この提言の中核部分ということになります。初めにまず、都立図書館の使命。この使命に則して評価していくということになりますので、使命について説明をしております。特に10ページの後段、ア、イ、ウというふうにご3つ掲げましてこの使命をやや具体的に展開した形になっております。アがすべての都民のためにあるということで、公共性。イが区市町村立図書館との連携を強化するというごことご、広域的自治体としての責任。ウが全国の公立図書館をリードするというごことご、図書館界の先導役というふうにご都立図書館が自らの使命を、いわば内外に宣言するという形になっております。図書館の内外にごごういう形で宣言しておりますので、それに則した評価が必要になるだろうということごあります。

これをもう少し具体的に展開したものが11ページの下の方の(3)「都立図書館改革の具体的方策」というごことごになります。この提言の資料2の後ろにとごご込みの図があります。ここで都立図書館改革の具体的な方策が説明されております。おごごむねこれに則したごうな形で評価を考ごごていったわけなんごごですが、評価の内容と正確に对应するのご、その1つ前の資料1になるかごご思います。資料1で都立図書館の使命、東京の未来を拓く力となるごうごういうふうにごご言っております、具体的方策が右側に①から④、それぞれに对应するごうな形で具体的方策として、全部で8つの項目が掲げられております。ごうごういう内容と重

ね合わせていくことで、都立図書館の評価がなされるだろうという考え方であります。

今申し上げた8つの重点的な方策、具体的な方策と評価をしていくための枠組みとしては、この提言の資料3です。ここに指標一覧表というのがあります。これの表頭部分、上のほうですが、事業1から事業11というふうになっておりまして、これが先ほどの都立図書館の使命に基づく具体的方策の8つと実は重なっているはずですが、項目によっては事業を2つに分けたところがございます。資料3の表頭部分で見ていただければわかるんですが、事業2、3はいずれもインターネットの活用、これを2つに分けた。それから事業5、6はワンストップサービスの導入で、これも2つに分かれている、2つに展開している。それから事業8、9が重点的情報サービスの推進、ここがやはり①、②というふうに展開しているということになっております。

それぞれについて、先ほど申し上げたインプット、アウトプット、アウトカムを考える。それを大きく、図書館の通常の統計で把握できるような、業務統計で把握できるようなレベルのマクロなレベルと、それから、それをもう少し調査いたしまして、データを収集した上で詳細に評価をしていこうというのが下のマイクロということになります。これについては、たしか前回のこの協議会でもこういった枠組みで評価をしていくんだということについては御報告申し上げております。

それでは、11ページに戻っていただければと思います。今11ページの(3)「都立図書館改革の具体的方策」が巻末の資料2になっていて、それに基づいてインプット、アウトプット、アウトカムの指標を設定していったということでもあります。

12ページ以降、その具体的な指標について、全体としての考え方と、それから今申し上げた事業ごとにどういう考え方で指標を設定していったのかを説明していております。

13ページが事業別指標の1、タイムリーな企画展等の実施であります。これが巻末の資料4で、この事業についてどういう考え方で指標を設定したのかが、一目瞭然というところちょっと大げさかもしれませんが、比較的わかるように資料がこの後に付けられております。資料4だけちょっと説明しますが、事業1、タイムリーな企画展等の実施に関して、マクロ、マイクロ、そしてインプット、アウトプット、アウトカム、さらにはそれぞれの指標の相互関係のようなものが右側に相関図として示されるということになります。

以下、この資料4から5、6、7と順次見ていただくと、それぞれの事業に対してどういう考え方で指標を設定し、その指標の相互関係がどうなっているのかがいずれも右側の相関図で示されるという構成になっております。

本文とこの資料を照らし合わせていくことで、都立図書館の評価の枠組み、そしてその枠組みに基づく個々の指標の設定の理解が促進されるだろうという考え方もありまして、今回の提言はこのような構成とさせていただきます。

したがって、個々の事業については、今ここでは逐次説明することはいたしませんけれども、基本的には重点的な事業とみなされているものについて詳細に検討していき、指標を設定したということになります。ただ、これだけでは図書館の基本的な業務やサービスについて、どの程度のことができているのかということの把握がしにくい。言い方を変えますと、都立図書館としての重点的施策は都立図書館に固有の考え方でありまして、一方、いわゆる都道府県立図書館の1つとして、他の道府県立図書館、東京周辺の近郊の隣接する県立図書館との比較ということもありましょし、あるいは、大阪の府立図書館でありますとか、愛知県の図書館でありますとかといったところの比較を考えると、基礎的な指標についても見ておくことが必要だろうということから、この提言の20ページに基礎指標の設定ということで、都立図書館全体、あるいは、都道府県立図書館として基本的なサービス体制がどうなっているのかということも一方で必要だろうということで、相互評価的な意味合いから、基礎指標についても設けております。これが巻末の資料15ということになります。

これが都立図書館の基礎指標として、これについても基本的には、インプット、アウトプット、アウトカムという枠組みで設定しております。ただ、指標を見ていただければわかるように、総コストでありますとか、資料の購入費、職員数、あるいはレファレンス件数、協力貸出冊数ということで、ここらあたりは図書館の基本的なサービス、活動、経営に関する指標ということになります。アウトカムとしては、都立図書館の重要度や満足度調査、これは利用者に対するアンケート調査です。それから、特にここではアウトカム指標の2といたしまして、利用者平均時給と図書館の平均利用時間を掛けまして、どのくらいのサービスを金額ベースで還元できているのかということも見ております。

こういった従来の図書館指標と、都立図書館独自に用意すべき指標とを組み合わせた評価の枠組みを設定したという言い方もできるかもしれません。

さらに、今資料を見ていただいていますので、その次の資料16が評価シートになっております。それぞれの指標につきまして、年度を追って、いわゆるモニタリングといえますか、その指標がどういうふうに展開できているのかと。この提言の中にも繰り返し書いてはいるんですが、評価のための評価に終わってはいけないと。あくまでこれはPDCAの

サイクルに照らしたときに、実際にサービスが向上する、行動計画に結びついていくという必要がありますので、年度ごとに達成度や個別のインプット、アウトプット、アウトカム指標の進展というんですか、向上といいますか、改善を把握する意味でもこういうふうな評価シートできちんとアクションが起こされているかどうかを確認しようということがあります。この辺は文章で書くよりも、こういうふうな資料やワークシートを用意したほうが、これを見ていただく方にも理解しやすいし、同時に都立図書館の内部でも実際にアクションを起こすインセンティブにもなるだろうというふうに考えております。これが評価シートということになります。

それで、資料17、これはマネジメントサイクルで、大まかには、いつのデータを基にどの時点で評価し、その後具体的な行動にどういうふうに移していくのかということを示したものです。資料17を見ていただきますと、マネジメントサイクルで、これが今申し上げた、Plan-Do-Check-Actionというサイクルにのっとなっていくとこういう展開になりますよということを示しております。この方が実際に評価に基づくサービスの改善計画が立てやすいし、そういうつもりでこの評価の枠組みを提言するんだという意図も伝わりやすいと考えております。

それでは、本体の21ページにお戻りください。今申し上げたような形で、評価シートやマネジメントサイクルについても最後に提言をしまして、この提言の中核部分である第三章を終えております。

なお、第IV章では、これですべてが終わるわけではなくて、まだ幾つか残された課題があるということで、最後に大きく2点、残された課題を指摘しております。1が評価のための統計やデータに限界があり、必ずしも必要なデータが十分収集できていないという点です。これはこういう本格的な評価に取り組んでまだ時間的に間もないということもありまして、いろいろな不備もある。特に必要なデータが必ずしも入手できるようになっていないと。それについては逐次調査のやり方でありまして、日常業務の中でのデータ収集のやり方について改善していく必要があるだろうということでもあります。特に24ページのところでは、インターネットやコンピューターの利用環境について、こういったもののデータを収集するという問題点が挙げられております。今後はこういったサービス形態が増えていくということが予想されるだけに、こういった利用環境についての統計データでありますとか、評価指標の設定については継続して考えていく必要があるだろうということでもあります。

そして最後に、都立図書館評価の今後に向けては、そもそも使命そのものがずっと変わらないということ、不変であるわけではありません。そのときどきの社会情勢や情報技術の進展に伴って都立図書館の使命そのものも変わっていくことが予想されます。すなわち、評価のやり方、評価の枠組みも随時変えていく必要があるという時代の変化や社会情勢の変化に伴って、柔軟にこの評価の枠組みを改変していくということの必要性があります。そして何よりもサービスの向上に結びつけなければいけないということです。都立図書館の利用者や納税者である都民に対しての説明責任を果たしていく上でもそういう評価を計画し、なおかつ実践していくことが必要である。さらに、大上段に構えたような気もいたしますけれども、それを都民である納税者が基本的には判断していくことではありますが、日常的に図書館のあり方について都民が詳しく知っているわけではない。したがって、本協議会、この提言をまとめたこの協議会がそれに代わって注目していく。必要な意見を出し、時には厳しい目で都立図書館のあり方について見直しをしていくということを自ら認識しているんだということをうたって、この提言を締めくくっております。

ということで、本文の構成の大枠と、その理解を助けるための資料を充実させたということが今回のこの協議会の提言の基本的な性格ということになります。

なお、この提言をまとめるに当たりましては、最後に名簿もごございますけれども、本協議会の3名の委員の協力を得まして取りまとめることができました。関係の委員の方々には、原稿を書いていただいたり、時間を随分割いていただきまして協力していただいたことに対し、部会長を務めた私からもお礼申し上げます。

以上が提言の概要と経過であります。

【議長】 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたお手元の文案で、皆様方の御承認をあらかじめいただいているわけでございますが、この場で改めてお手元の文案を提言として決定させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、今回の提言をこれで決定させていただきます。この提言に基づきまして、今後都立図書館が業務やサービスの改善に真に役立つ評価を実施していただき、都立図書館改革の実現を図っていただきたいと強く期待しております。

僭越ではございますが、ここで私の方から館長に提言をお渡ししたいと存じます。

(提言書手交)

【議長】 それでは、ここで館長から御挨拶をいただきたいと存じますが。

【中央図書館長】 それでは、ただいま議長から都立図書館のサービスと図書館改革の評価について御提言をいただきました。議長始め協議会委員の皆様には大変熱心にこの間御議論いただきまして、また、実際に執筆を担当されました部会長始め作業部会の皆様には大変御尽力いただきまして、改めて御礼申し上げます。

今期の図書館協議会は図書館の評価を中心に議論をいただいたところでございます。この間、先ほど副議長からもお話がありましたように、図書館法が改正されて、図書館の評価と運営の改善に努めることが規定されました。まさに法改正の先を行く議論がされたのではないかというふうに思っております。

このような貴重な提言に基づき、今後評価を実施していくわけですが、この提言の冒頭にも書いてありますけれども、今、様々な分野で評価が行われようとしております。小中学校ですとか、大学ですとか、最近では教育委員会の事業そのものについて自己評価せいというような話もございまして、その中で、図書館評価について提言をいただいたわけですが、非常に精緻でかつ詳細な評価手法を提言していただきまして、これを基に進めていくわけですが、評価のための評価に終わらせることなく、この評価を糧として、都民の知の拠点としての図書館の使命を果たすべく様々な努力を重ねて図書館改革を推進していこうと思っております。

本日御提言をいただきまして、第23期の協議会は最後となります。委員の皆様におかれましては、この2年間にわたり貴重な時間を使っておいただきまして、改めて御礼申し上げます。今後とも都立図書館の運営、サービスにつきまして、御指導御協力をいただければと思います。

本日はありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいまお話がございましたように、これで協議会の2年間の任務が終了するわけですが、ここで最後になりますので、何か2年間を振り返って御感想などがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。特に御苦労されました作業部会の委員、いかがでございましょうか。

【委員】 私ですか。私自身は図書館というものに対して、素人としてKYな(事務局訳:「空気が読めない」)意見をずっと述べさせていただくのが役割かと思っておりましたのですが、他の図書館と都立図書館を比べてみたときに、全然違う図書館というのが存在

するわけです。そこに常に学んでいくことが必要なんだろうなということを強く感じました。

それは公立図書館の中でも、ここで実例を挙げるのが適切かどうか分かりませんが、鳥取県立図書館の取り組みは私も初めて見て驚きましたし、あるいは専門図書館です。東京にあるということは、専門図書館とも比較されてしまうことを意味しています。この前も、ある独立行政法人の図書館を使ったんですけども、やはり非常に機能的かつ役に立った。そういうものが、特に都内にはたくさんあるわけです。こういったものを常に知り、そこからヒントを得るという作業は図書館の方や使う我々も知って、それをいろいろな形でフィードバックしていくことというのは常に必要だろうなということを、こういった仕事をして、改めて感じました。

【議長】 ありがとうございます。委員、いかがでございましょうか。

【委員】 どのぐらいお役に立ったか心もとないところはございますが、私自身は勉強させていただきました。ありがとうございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。他の委員さん、いかがでございましょうか。

【委員】 ほとんど作業部会の方々でこちらをおまとめいただいて、私も申し上げたいことだけしか言っていなくて、余りお力になれなかったんですけども、非常にマクロとミクロがうまくクロスされた評価の手法が今回とられたのかと思います。私も大変勉強させていただきました。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。委員、いかがでございましょうか。

【委員】 私は委員という職をいただきながら、なかなか公務との関係で欠席が多くて、ほんとうに申しわけございませんでした。

行政の立場から若干のお願い的なこととお話を申し上げますと、私どもの稲城市もそうなのですが、公立図書館は今後評価をかなり綿密な形で出していくことになると思っております。ですから、都立図書館でこれだけの指標的位置に立つ評価を出すこととなりますので、併せまして、都内各公立図書館の評価を集めると、都立図書館の果たす全体像がつかみやすくなるのではないかと思います。

それからもう1点は、年に1回で十分なんですけど、大変であれば2年に1回でも結構なのですが、ぜひこの都立図書館に各区市の公立図書館の関係者を一堂に会して、現在の情報交換を主とする内容とは違った形の意見交換の場というのがないと、そこには数値で見えてくるものと、実は数値の外側あるいは内側にあるものがより一層見えてくるし、また、

都立図書館のお立場も、各公立図書館の関係者も相互に理解ができて、より一層補う部分が多くなるのではないかと、思いました。

それともう1点は、全部とは言いませんが、大体の公立の小中学校、高等学校もそうでしょうが、PTAという組織を持っております。PTAの組織のトップの方だけでも結構ですから、PTAのお立場から生の声を聞く機会を、評価とあわせ持つ形でされるとまた見えてくるものがあるのではないかと思います。

それからもう1つは、やはり高校生や大学生、一般の方などに大いに活用していくことがさらに価値が高まるのではないかという思いもありますので、こちらの方も抽出型で図書館の関係者の皆様が御意見をいただくような機会を持たれることはいかがでしょうか。今回素晴らしい評価指標がまとめられておりますので、あわせた形で進められたらいかがでしょうか。1つの提案でございます。2年間素晴らしい評価に関する提言を生み出す機会に臨ませていただきまして、ありがとうございました。

【議長】 委員、いかがでございますか。

【委員】 今回のこの提言というのは、これで終わりではなくて、単に始まりに過ぎないのかなというふうに思っています。この提言を今後の事業、業務の改善に向けたアクションを起こすための契機、きっかけとしてぜひ生かしていただきたいと思っています。

【議長】 委員、いかがですか。

【委員】 私は子供の読書活動の推進と学校教育活動への支援という観点から話をしてきました。今回の図書館改革の評価についての提言は図書館のサービス向上に関しての第一歩だと私も考えています。次の段階としては、それぞれの事業の質をどうチェックしていくのかを考えていく必要があると考えています。事業の開催数とか、参加者数とか、それから参加した人の満足度等のチェックは第一歩として当然のことだと思っております。非常に素晴らしい形で提言がなされるのではと考えています。

次の段階に至ったときには、各図書館を束ねていく都立図書館として、図書館の利用者をどう育てていくのか、つまり、本を読める人間をどれだけ育てていくのかという観点が大事だと思っています。文字を読めない小さな子供、文字を読めるようになった子供、高校生というようなそれぞれの段階で本を読むということをきちんと指導していく必要があります。そのためには、指導者を養成する必要があります。その指導者養成に都立図書館が大きくかかわってくれたらいいなと考えています。そういうことが長い目で見て、図書館としての、公立図書館としての利用者へのサービスということにつながるのではないかと

と思っております。

次の段階はそれぞれの事業の質の点検をどうしていくかということではないかと思っております。

いろいろとありがとうございました。勉強させていただきました。

【議長】 では、一番御苦勞なさいました副議長から。

【副議長】 はい。この図書館協議会、今回1期2年を振り返ってみますと、この間とにかく社会的な図書館の関心の高まりということを痛切に感じます。それは先ほど申し上げた図書館法の改正ということで、国レベルでの関心もさることながら、一般のマスメディア、テレビだとか新聞といったところでしばしば図書館のことが取り上げられている。これは単に関心の高まりだけではなくて、図書館に対する期待の高まりでもあるんだろうと思います。

一方、都立図書館としてどんなことをやっていくのかということ考えたときに、私はある意味では、評価にかかわって、これはこれで重要なことなんですけど、この間、今年の5月からでしたか、都立図書館が改修工事に入ったと。その時期にこの協議会をやるということのジレンマといいますか、矛盾のようなものを痛切に感じました。つまり、半年以上、今も図書館は臨時閲覧室しか開いていないわけなんですけど、年明け1月からリニューアルオープンするというのが都立中央図書館であります。したがって、リニューアルオープンしてからが大事でありまして、これは評価の枠組みということとは別に、これだけ、いわば利用者、都民に対して、言ってみれば迷惑をかけた。けれどもそれが、むしろ休んだおかげでその後充実したサービスができていくということにならなければ意味がないわけなので、そのリニューアルオープンを前にして我々がこの任期を終えるという。これがちょっと残念ではあります。つまり、その後をしっかりと見届けなければ本来いけないだろうと思います。

そういう意味で、今何人かの委員がおっしゃったように、この評価の枠組みは、そういう都立図書館を見ていく上で出発点といいますか、これからが大事なんだということです。枠組みは設定し、図書館の内部も改装しまして、多分使いやすくなるんだろうと思います。利用者のスペースは広がるというふうに聞いておりますので。それが本当に利用者の満足度や図書館のサービスを快適に受けて、1人でも多くの利用者がこの図書館を満足いくような状態で使えるようになっていくというところを、本当はしっかりと見届けたかったというふうには思っております。

したがって、これからどういうふうにかこの提言を生かしていただけるのかというところが大事であります。一方、私自身は幾つか、図書館関係の仕事をさせていただいておりますが、実はこの2年間で図書館評価をめぐって、一番私自身が楽しかったのは、都立図書館協議会のこの提言の原案をまとめるときではありません。これはなかなか大変でした。一番エキサイティングだったのは、実は、杉並区の図書館協議会の仕事です。杉並区の図書館協議会は23区の中で唯一図書館法に基づく図書館協議会を設けている区であります。残念ながら他の22区には図書館法に基づく協議会はないんですが。

この杉並区の図書館協議会で、ちょうど1カ月ぐらい前、評価の枠組みは杉並区ではもっと早く、私も随分かかわって作ったんですが、その、実際に区内の1つ1つの図書館を評価をする場を協議会で設けたわけです。このときの協議会は実に、午後1時から始まって、終わったのが6時半だったんですが、5時間に及ぶ協議を続けたわけです。杉並区に今13の図書館があるんですが、すべての図書館について、その地域館の館長が自らの図書館の評価を報告する。それに対して協議会の委員が、ここはどうなっているんだとか、ここはどうしてこういう数字なんだとか、あるいは、中央図書館から見て地域館がどう評価できるかということで、中央図書館の見解というものもあるわけで、中央図書館は杉並の場合、区が直営でやっています。御存知のように、杉並区の中には既に指定管理者でやっている図書館が2館、それから窓口業務を完全に委託していて、職員で正規職員は1人だけ、あとは全部委託という図書館が複数あります。つまり、直営と委託館と指定管理者等が共存しているわけです。

これを協議会と中央図書館がそれぞれの目で見えていくという。だから、中央図書館の目と、協議会である我々の視点が違うし、その図書館を運営している、場合によっては民間事業者や指定管理者ともそれぞれ違っているわけなんです。その違いが、どうしてそういう違いが出てくるのかをやり合ったわけです。文字通り協議会が単に協議をする場ではなくて、完全に意見応酬の場でありまして、どこが見方が違っているのかがそれでよくわかってきたんです。区は直営でやっていて、中央図書館から見たときの視点と、協議会の委員は利用者でもあるわけで、その視点と、当事者、その図書館を運営している人間と。

これは私はすごくよかったと思います。だから、5時間以上かけたけれども、はっきり言ってそれほど疲労感はなかったという。なぜかということ、皆が真剣に議論することができたということなんです。私は都立図書館をこれから本当に評価していくときには、杉並のモデルというのは1つの手がかりだと思います。やはりいろいろな人がいろいろな図書

館に対する価値観や考え方を持っています。それが表明されて、なぜそういう違いが出てきて、一方はこれでいいんだと言い、いや、他方はこれではだめだと言う。そういうことを洗い出していくという作業がものすごく重要だと思います。つまり、結果の数字1つ見ても、ある方はこの水準で、これでよしとするし、また別の方は、いや、これではまだまだ不十分だというふうなことが出てくるということです。

そういうふうはこの評価の指標や結果というものが使われるということが大事だと思います。ぜひ都立図書館でも、これから実際に評価をしていき、その改善策を考えていく上で、今でも十分真剣勝負でやっていると思いますが、いろいろな人たちが率直に意見を表明できる場というものを作って行って、そのプロセスを共有するという、つまり、利用者や納税者と図書館を運営している当事者と、そしてそれを見守る図書館協議会とがきちんとプロセスを共有していくという、それで改善されていくということの実感を持つことがすごく大事だと思います。

それからもう1点、実は法の改正というのは国レベルの政策であります。実は、これも3時から始まって6時に終わったのが文部科学省のこれからの図書館のあり方検討協力者会議、ちょうど昨日の夜やりました。今、国の方で中心に考えているのが大学での司書の養成科目の見直しということで、これが大体昨日の会議で方向性が決まったわけです。年が明けて、多分1月か2月から、望ましい基準の見直しという作業に入るだろうと思います。これも今回の法改正の中にありまして、望ましい基準の位置づけが従来の第2章、公立図書館にあったものを、第1章総則に持ってきた。これは私立の図書館も含めた望ましい基準の見直しということになりますので、当然都立図書館にとっても今後関係してくるということになります。

そういう意味では、市区町村というレベルでも評価をめぐっていろいろな動きがあるし、当然国の方でも望ましい基準や法改正ということで動きがある。その間にあって、広域的自治体としての東京都のあり方も、社会の関心の高まりとともに変わっていきます。そういう過渡期にあるだけに、評価についても相当腰を据えてやっていただく必要があるだろうと思います。またそのタイミングで、都立図書館としてはかつてないのでしょうか、よくわかりませんが、とにかく半年以上図書館を一部閉めたということです。それに対する東京都民の厳しい目というのも当然あるだろうと思います。つまり、それだけ休んだんだから、その後は相当よくなっているだろうという期待もありますので、そういういろいろな厳しい目、関心の中で図書館のリニューアルと評価を行ってきたという。その時期に

作業部会の部会長にもかかわったということで、私は大変光栄にも思うし、同時にその責任の重さも改めて感じているわけです。

ぜひ、そういう環境の中で出てきた提言だということを十分御理解いただいた上で、この活用ということを図書館側としても実現させていただけるよう、この機会にお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、改めて私からの要望ということでお話しさせていただきました。

【議長】 ありがとうございます。

私からも皆様方に一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。委員の皆様方、特に作業部に当たられました委員の皆様方には御苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。

2年前にこの協議会をお受けいたしましたときに、今回は都立図書館の評価基準の作成というお話がございました。私は図書館の行政から離れまして大分たっておりますので、そのときにぱっと浮かんだのは、ここで今、提言の中にあります基礎指標。この幾つかは頭に浮かぶんですが、それ以外のものは、どういったものなんだろうなというような状況でございました。そういった中で、協議会では委員の皆様方の熱意をひしひしと感じましたし、特に作業部に当たられました皆様方の御努力により、このような提言をまとめさせていただいたわけでございます。

とりわけ副議長の知識と経験と、そしてその造詣の深さ。このお力がなければ今回の提言がこのようにまとまることはできなかったんだろうと思っております、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

そういうことで、この23期の協議会、重要な務めを果たすことができたわけございまして、重ねて御礼を申し上げます、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で議事は終わりましたが、この後報告事項があるようでございますので、お願いをしたいと思います。

【企画経営課長】 議長始め委員の皆様、本当にありがとうございました。本協議会は最後になりますが、都立図書館の運営に関しまして教育庁から報告がございます。

【地域教育支援部管理課長】 私は教育庁地域教育支援部管理課長の小菅と申します。よろしくお願いたします。

先ほど来、委員の皆様方のお話の中にもございましたが、都立図書館の運営に関する御報告を2点させていただきたいと思います。

1点目は、都立日比谷図書館の千代田区移管に関することでございます。御用意しました資料5を御覧いただきたいと思います。平成17年8月に公表されました第二次都立図書館あり方検討委員会報告の方針に基づきまして、東京都教育委員会と千代田区教育委員会は都立日比谷図書館の千代田区移管について協議を進めてまいりました。平成20年10月にその基本的な方向性について合意をいたしましたので、御報告させていただきたいと思います。

具体的には資料5を御覧いただきますとおり、平成20年10月14日、その覚書のとおり基本的な方向について合意いたしました。概要はその下にお載せしてございます。移管の時期は、平成21年7月1日でございます。また(2)に、移管の条件といたしまして5点挙げさせていただいております。1点目は、安全管理上必要な改修工事を千代田区が実施いたしまして、その費用は東京都が負担するということでございます。2点目は、公有財産としては千代田区に無償で譲渡するということでございます。3点目は、土地使用料は無償とするということでございます。括弧で条例及び基準によることとございますのは、参考までに、利益を上げたりしない限りにおいてというような状況がございますので、そういった意味の括弧書きになってございます。4点目は、日比谷図書館の名称を継承していただき、可能な限りこの現建物を活用していただくということでございます。5点目は、現行図書館サービスの継続、向上に努めていただくということ、以上5点でございます。

また、その下に参考までに今後のスケジュールということで、都立としての日比谷図書館は来年、平成21年3月末まで開館いたしました後、4月から閉じさせていただきたいと思っております。また、その後の7月に、千代田区移管した後、千代田区側のスケジュールで今聞いてございますのは、平成20年度中に区立の日比谷図書館としての基本計画を策定し、その後改修工事を行い、平成22年度中に開館したいというようなことで、千代田区の方から話を聞いてございます。

もう1枚の紙は覚書の内容そのものでございます。

引続き、資料6を御覧いただきたいと思います。先ほど御指摘もいただきました図書館改革の進捗状況ということで、残り2館、中央図書館と多摩図書館の状況について御報告させていただきたいと思います。

まず、中央図書館でございますけれども、平成21年1月4日にリニューアル開館をさせていただきます。リニューアル後は、右側に書いてございますけれども、各種手続をすべて1階で実施するワンストップサービスを開始いたしますこと。それから、首都東京の情報を横断的に提供いたします都市・東京情報サービスの開始といったような重点的情報サービスを充実させていくこと。それから、開架図書を25万冊から35万冊に拡充すること。さらには、企画展示室、セミナールームの新設など、多様な情報発信のための設備の充実等を予定してございます。

また、その下の多摩図書館についてでございますが、平成21年5月に東京マガジンバンクを開設いたします。そのために今後、平成21年1月から3月まで改修工事を行いますけれども、その間も、同じ多摩教育センターの建物の中で通常どおりのサービスを実施してまいります。また、改修工事後の4月には開設準備のため、今まで行っておりましたサービスのうち、新聞閲覧、視覚障害者サービスといった限定したサービスは続けさせていただきますが、4月後半につきましては、館内のレイアウト整備をする都合により、全面休館とさせていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

【企画経営課長】 ただいまの報告につきまして、何か御質問等がありましたら、どうぞお願いいたします。

【副議長】 そうしますと、来年の4月は多摩図書館も日比谷図書館も開いていないということになるわけですね。

【議長】 企画経営課長、どうぞ。

【企画経営課長】 はい。日比谷図書館は3月31日までです。多摩の方は改修工事に入りますが、多摩教育センターという大きな建物の中にございまして、そこの研修室に臨時の閲覧室等を設けまして、ほぼ通常どおり開館する予定でございます。

【中央図書館長】 (多摩については) 4月は19日から2週間だけが全面休館です。

【管理部長】 毎年、特別整理期間が曝書の関係であります。その期間にレイアウト整備を組み込んで極力休館日を抑えようと。限定された新聞の情報とか、16ミリフィルム の貸出しとか、その辺のサービスは確保して4月はやりくりしようと思っております。

【副議長】 すみません。さっき説明があったと思いますが、日比谷図書館の方は……。

【管理部長】 3月末までです。

【副議長】 それで、いつから千代田区の図書館としてオープンするんですか。

【管理部長】 22年度中と伺っております。

【副議長】 22年度。だから、その前と後でどういうふうに図書館が変わって、それがどう評価されるのかということは、やはり先ほど提言したものはまた別の枠組みが必要になってくるんだろうと思います。特にマガジンバンクとして多摩図書館を開くわけですし、その当初の目的がうまく機能しているか、達成できているかというふうなことも本来必要になってくると思います。先ほどの提言というのはそこまで考えてはいないわけなので、やはり多摩図書館は多摩図書館、中央図書館としては中央図書館の機能ということが十分達成できているかどうかということは、評価の視点では今後必要になってくると思います。

【管理部長】 またいろいろ御助言いただけるとありがたいです。

【企画経営課長】 そのほかにありますでしょうか。

【副議長】 結構です。

【企画経営課長】 よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、第23期東京都立図書館協議会を終了いたします。本当にありがとうございました。

午前10時32分閉会